平成２１年（フ）第２００８号
名古屋市港区千鳥１丁目１番７号
破産者　株式会社ツボヰヨツト
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１号
茨城県鹿嶋市宮中5295番地１小川住宅５
破産者　藤岡　則子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２９号
静岡市清水区有東坂１丁目2207番地の52
破産者　土屋　つる
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２４３号
福岡県糸島市二丈田中446番地９
破産者　鈴木　重一
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦乙1469番地
破産者　野田　易記
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２０年（フ）第６３９号
金沢市本江町８番32号　グレース本江302号室
破産者　奥　　忠行
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４１２号
金沢市三口町金27番地
破産者　前川　美則
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第９５号
石川県七尾市万行町19部２番地２
破産者　黒崎　　敦
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２１２５号
名古屋市中村区鈍池町３丁目16番地　サンマンションアトレ岩塚305号
破産者　伊藤さとみ
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１８号
愛知県大府市森岡町４丁目321番地
破産者　坪井　恒彦
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１６０号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘33棟212号
破産者　堰代　　晃
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３５号
愛知県尾張旭市西大道町五輪塚3609番地１サニーハイツ尾張旭302号、住民票上の住所愛知県瀬戸市萩山台４丁目３番104号
破産者　中建こと　中川　　亨
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５６号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目19番地１ジュネス御岳Ｂ棟102号、開始決定時の住所名古屋市緑区藤塚３丁目1641番地
破産者　加藤　宮子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２５号
名古屋市北区上飯田北町２丁目26番地　川口ビル301号
破産者　大江　綾子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６号
岡山県倉敷市玉島乙島932番地25
破産者　中村　和史
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１８０２号
福岡県筑紫野市大字永岡833番地２　筑紫野スカイマンション803号
破産者　橋本　研一
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第４７号
鹿児島県南九州市知覧町南別府25122番地
破産者　有限会社松田建設
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２０年（フ）第１３１９６号
東京都港区南青山２丁目９番５号
破産者　ロプノール株式会社
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７７６６号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘１丁目49―11―302
破産者　渡邊　泰彦
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部